

新 旧 対 照 表

改正後	改正前
高知県高性能林業機械等整備事業の運用について 第 1 ～第 2 「略」 1 ～ 5 【略】 附則 1 この運用は、平成 30 年 4 月 5 日から施行し、同日以降に交付の決定が行われる補助事業について適用する。 2 この運用は、高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱及び高知県高性能林業機械等整備事業事務取扱要領の廃止をもって廃止する。 附則 1 この運用は、平成 30 年 11 月 14 日から施行する。 附則 1 この運用は、平成 30 年 12 月 25 日から施行する。 附則 1 この運用は、平成 31 年 4 月 12 日から施行する。 附則 1 この運用は、令和 2 年 4 月 28 日から施行する。 附則 1 この運用は、令和 3 年 4 月 13 日から施行する。 附則 1 この運用は、令和 3 年 7 月 8 日から施行する。 附則 1 この運用は、令和 4 年 4 月 22 日から施行する。 附則 1 この運用は、令和 5 年 4 月 27 日から施行する。 附則 1 この運用は、令和 6 年 5 月 15 日から施行する。 <u>附則 1 この運用は、令和 7 年 6 月 26 日から施行する。</u>	高知県高性能林業機械等整備事業の運用について 第 1 ～第 2 「略」 1 ～ 5 【略】 附則 1 この運用は、平成 30 年 4 月 5 日から施行し、同日以降に交付の決定が行われる補助事業について適用する。 2 この運用は、高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱及び高知県高性能林業機械等整備事業事務取扱要領の廃止をもって廃止する。 附則 1 この運用は、平成 30 年 11 月 14 日から施行する。 附則 1 この運用は、平成 30 年 12 月 25 日から施行する。 附則 1 この運用は、平成 31 年 4 月 12 日から施行する。 附則 1 この運用は、令和 2 年 4 月 28 日から施行する。 附則 1 この運用は、令和 3 年 4 月 13 日から施行する。 附則 1 この運用は、令和 3 年 7 月 8 日から施行する。 附則 1 この運用は、令和 4 年 4 月 22 日から施行する。 附則 1 この運用は、令和 5 年 4 月 27 日から施行する。 附則 1 この運用は、令和 6 年 5 月 15 日から施行する。 【新設】

新 旧 対 照 表

改正後	改正前
別紙 1 素材生産量及び素材生産性の目標値について 要綱別表 3 の 1 の留意事項（5）及び要領第 1 号様式の別紙 1－1－1 に記載のある「県の目標値」は下記のとおりとする。 高性能林業機械を導入する場合は、いずれかの目標値以上となること。 【5 年目の目標値（<u>林業・木材産業循環成長対策交付金</u>）】 目標年度が導入年度の翌年から起算して 5 年目となる場合 ①素材生産量の増産量 5 年間で 2， 6 0 0 m3 の増産 ②素材生産量の伸び率 1 3 1 % ③素材生産性の目標値 5． 7 m3/人日 ④素材生産性の伸び率 1 6 0 % 【3 年目の目標値（合板・製材・集成材国際競争力強化・<u>花粉削減総合</u>対策交付金）】 目標年度が導入年度の翌年から起算して 3 年目となる場合 ①素材生産量の増産量 3 年間で 1， 5 6 0 m3 の増産 ②素材生産量の伸び率 1 1 9 % ③素材生産性の目標値 5． 3 m3/人日 ④素材生産性の伸び率 1 4 7 %	別紙 1 素材生産量及び素材生産性の目標値について 要綱別表 3 の 1 の留意事項（5）及び要領第 1 号様式の別紙 1－1－1 に記載のある「県の目標値」は下記のとおりとする。 高性能林業機械を導入する場合は、いずれかの目標値以上となること。 【5 年目の目標値（<u>林業成長産業化総合対策補助金</u>）】 目標年度が導入年度の翌年から起算して 5 年目となる場合 ①素材生産量の増産量 5 年間で 2， 6 0 0 m3 の増産 ②素材生産量の伸び率 1 3 1 % ③素材生産性の目標値 5． 7 m3/人日 ④素材生産性の伸び率 1 6 0 % 【3 年目の目標値（合板・製材・集成材国際競争力強化・<u>輸出促進</u>対策交付金）】 目標年度が導入年度の翌年から起算して 3 年目となる場合 ①素材生産量の増産量 3 年間で 1， 5 6 0 m3 の増産 ②素材生産量の伸び率 1 1 9 % ③素材生産性の目標値 5． 3 m3/人日 ④素材生産性の伸び率 1 4 7 %